

# 見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年6月16日

全国健康保険協会沖縄支部

支部長 宮里 博史

## 1 調達内容

- (1) 調達件名 機密書類の収集運搬・処分業務委託
- (2) 予定数量 仕様書等による
- (3) 仕様等 仕様書等による
- (4) 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日
- (5) 受渡場所 沖縄県那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル8階 全国健康保険協会沖縄支部内
- (6) 見積競争方法
  - ① 契約にあたっては見積書に記載されている単価(処分費1kgあたり・収集運搬車1台あたり)により単価契約を行うものとする。
  - ② 見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。
  - ③ 契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等額を除いた金額を見積書に記載すること(消費税等額を含めた金額を併記していても内訳が分かれば差支えない)。
  - ④ 契約希望金額には、納入等契約役務を履行するために要する一切の諸経費を含めた金額(消費税等額除く)で見積もること。

## 2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証取得している事業者であること。
- (7) 沖縄県内に自社の機密書類処理(破砕又は溶解)施設を有していること。

## 3 仕様書等の交付及び問い合わせ先

交付期間 令和4年6月16日(木) ～ 令和4年6月29日(水)  
交付方法 郵送または窓口にて直接交付  
交付場所 〒900-8512 沖縄県那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル8階  
全国健康保険協会沖縄支部 企画総務グループ  
電話 098-951-2246 担当 新城

## 4 見積書の提出場所等

(1) 前記3の交付場所におなじ

(2) 見積書の受領期限等

期 限 令和4年6月30日(木)午後5時00分  
(郵送する場合も、上記日時までに必着とする)

## 5 業者の決定

業者の決定は、1(6)により最低価格をもって見積書を提出した者とする。

決定業者には、前記見積書提出期限の翌営業日までに電話にて連絡することとする。

## 6 決定業者の掲示

決定業者については参加業者数・見積金額等とともに、以下のとおり掲示することとする。

掲示場所 全国健康保険協会沖縄支部 入口横掲示板

掲示期間 前記見積書提出期限の翌営業日から一ヶ月間

## 7 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 見積書には、事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会沖縄支部宛て提出すること。

(3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(4) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積の条件に違反した者の提出し

た見積書、見積書に事業所名、代表者名、代表者印漏れ及び判読できない見積書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

【参考】全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条(抜粋)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、

支配人その他の使用人として使用した者

- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。